

軽自動車・バイクの廃車手続きなどは済みましたか

軽自動車税（種別割）が課税されます

軽自動車税（種別割）は、4月1日時点で軽自動車（原付・バイク・軽四輪 など）を所有する人に、その年度分が全額課税されます。自動車税（種別割）と異なり、月割課税制度はありません。

次の場合は、4月1日までに廃車などの手続きを行わなければ課税されます。

- ◇使用不能になった（故障など）
- ◇既に車両を持っていない（盗難・譲渡 など）
- ◇市外に住所が変わった（転入・転出した人）
- ◇所有者が死亡した（引き続き使用する人がいる場合、名義変更の手続きが必要です。）

●問い合わせ先

種別	手続き窓口
◇原動機付自転車（125cc以下のバイク、特定小型原動機付自転車） ◇小型特殊自動車（ミニカーやフォークリフトなど）	市税課市民税担当 ☎(580)1827
125ccを超えるバイク	福岡運輸支局 ☎050(5540)2078
軽自動車	軽自動車検査協会福岡主管事務所 ☎050(3816)1750

**がん患者
医療用ウィッグや
補整用具の費用の一部を
助成します**

がん患者やがん経験者の心理的負担を軽減するとともに、療養生活の質がより良いものになるよう、ピアランスケア推進事業を行っています。

●申請期限 3月31日(月)（必着）

※令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)に購入したもの

※詳しくは、市ホームページを確認してください。



●申請と問い合わせ先

健康課感染症対策担当（すこやか交流プラザ内）

☎(501)2222

**3月31日(月)が
納期限です**

- ◇国民健康保険税（第10期）
- ◇介護保険料（第10期）
- ◇後期高齢者医療保険料（第9期）

延滞金は
年 8.7%

※令和7年の割合です。

※納期限の翌日から1カ月を経過する日までの割合は年2・4%です。

LINEで納期限のお知らせを発信中
バーコードを読み込み、友だち追加後に「受信設定」で通知を希望する税目を選んでください。

□座振替が便利

市ホームページで申し込めます。

※一部対応していない金融機関があります。

●問い合わせ先

◇納付に関する事

納税課納税相談担当

☎(580)1975

◇口座振替に関する事

納税課納税管理担当

☎(580)1832

